

第九十六回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十五号

昭和五十七年四月二十七日(火曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 石井 一君
理事 愛野興一郎君 理事 佐藤 信二君
理事 田名部匡省君 理事 山崎 拓君
理事 上田 卓三君 理事 渡部 行雄君
理事 市川 雄一君
有馬 元治君 上草 義輝君
奥田 幹生君 龜井 善之君
川崎 二郎君 北村 義和君
倉成 正君 細田 吉藏君
堀内 光雄君 岩垂寿喜男君
上原 康助君 矢山 有作君
神田 厚君 榑 利夫君
中路 雅弘君 榑崎弥之助君

出席國務大臣

國務大臣 (總理府總務長官)
田邊 國男君

出席政府委員

内閣總理大臣官 石川 周君
房審議室長 周君
内閣總理大臣官 柳川 成顯君
房總務審議官 高石 邦男君
文部省体育局長 高石 邦男君

委員外の出席者

總理府恩給局長 鳥山 郁男君
給問題審議室長 佐藤元之介君
科学技術庁原子力安全局放射線安全課長 井嶋 一友君
法務省刑事局總務課長 大芝 靖郎君
法務省矯正局參事官 寺西 輝泰君
法務省人權擁護局總務課長 寺西 輝泰君

文部省社会教育 五十嵐耕一君
局社会教育課長 池堂 政満君
厚生省社会局吏生課長 末次 彬君
厚生省児童家庭局企画課長 谷 仁君
通商産業省立地公害局保安課長 中島 忠能君
自治省行政局行政課長 山口 一君
内閣委員会調査室長

委員の異動

四月二十七日

補欠選任

小渡 三郎君 北村 義和君
堀原 俊平君 奥田 幹生君
木下敬之助君 神田 厚君

同日

補欠選任

奥田 幹生君 堀原 俊平君
北村 義和君 小渡 三郎君
神田 厚君 木下敬之助君

四月二十六日

国家公務員法の一部を改正する法律案(岩垂寿喜男君外二名提出、衆法第一八号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
障害に関する用語の整理に関する法律案(内閣提出第七五号)

○石井委員長 これより会議を開きます。

障害に関する用語の整理に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。田邊總理府總務長官。

障害に関する用語の整理に関する法律案 (本号末尾に掲載)

○田邊國務大臣 ただいま議題となりました障害に関する用語の整理に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国際障害者年を契機として、障害者に関する国民の理解が高まっておりますが、障害者に関する法令上の用語のうち不適当なものを改めることは、障害者に対する国民の理解を一層深め、障害者に関する対策を推進する上で大きな意義を有するものと考えております。

このため、政府においてはさきの第九十四回国会において、法律上の「つんば」、「おし」及び「盲」という三つの用語を改めるため、関係法律の改正案を提案し、国会の御賛同を得て可決成立を見たところであり、今回、これに加えて「不具」「不具」「不具」等の用語を改めることとし、本法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、恩給法等において用いられている「不具」「不具」という用語を「障害」「重度障害」「心身障害」「重度心身障害」等と改めるものであります。

第二は、船員保険法等において用いられている「不具」という用語を「障害」「傷病」等と改めるものであります。

第三は、児童福祉法、公職選挙法等において用いられている「不具奇形の児童」「不具」等の用語を「身体に障害又は形態上の異常がある児童」「身体に障害」等と改めるものであります。

第四は、火薬類取締法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律において用いられている「白痴者」という用語を、それぞれ「精神薄弱者であつて政令で定める程度の障害の状態にあるもの」及び「重度精神薄弱者」と改めるものであります。

第五は、その他所要の改正を行うものであります。

また、改正の対象となる法律は、恩給法等総計百六十二件であります。

なお、この法律は、昭和五十七年十月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○石井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○石井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。市川雄一君。

○市川委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合を代表して、障害に関する用語の整理に関する法律案について質疑を行います。

昨年の一九八一年は国連により国際障害者年と定められ、「完全参加と平等」というスローガンのもとにわが国においても各種の行事等が行われ、

障害者に対する国民の理解と関心が高まったことは御承知のとおりであります。今回提案された法律案は、障害に関する法律上の不適当な用語を適切な用語に改めようとするものであると理解しておりますが、私は、今回の改正は単なる言葉の置きかえということにとどまらず、国際障害者年を契機として、障害者の方々に對する国民の正しい理解を得るために展開された各種の活動の一環として位置づけるべきものではないかと考えている次第であります。

そこでまず、今回「不具」「廃疾」等の用語を改正することとされた背景を総務長官にお伺いしたいと思います。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

国際障害者年を契機といたしまして、障害に関する法令上の不適当用語の改正につきまして関係者の要望が高まりました。第九十三回の国会におきまして総理大臣から、政府全体として前向きに取り組んでまいりたい旨の答弁が行われました。以来、各省庁連絡の会議を開催いたしまして検討を重ねました結果、第九十四回の国会におきまして、「おし」「つんば」「盲」という三つの用語について関係法律の改正が行われたわけであります。また、「不具」「廃疾」等の用語につきましても、これらの用語を用いている法律の数が多いために調整に時間を要しましたけれども、このたび成案を得ましたので改正案を提出いたしました次第であります。

障害に関する法律上の用語を改正するということは、障害者年を契機として高まってまいりました国民の障害者に対する理解を一層深めることとなりまして、今後障害者対策を推進する上で有意義であると考えておる次第であります。

○市川委員 ただいまのお答えで総務長官の御認識が私とはば一致していることはわかりましたが、しかしながら、残念なことに「不具」「廃疾」等の改正案を提案されるまでに時間がかかり過ぎたということ指摘しておかねばならないと思います。すなわち、国際障害者年はずでに終わります。

した。鉄は熱いうちに打てと言いますが、昨年、国際障害者年の機運が盛り上がりつつあるうちにこの改正案が提出されていれば、この法案はもっと有意義であつたと思います。

そこで重ねてお伺いいたしますが、「不具」「廃疾」等の改正が今日までおくれたのはなぜか、この点についての御説明をいただきたいと思ひます。

○石川（周）政府委員 「不具」「廃疾」等の用語につきましても、これらの用語を用いております法律の数が非常に多いございまして、かつ、その相互に関連する法律の間でできるだけ置きかえ用語を統一する必要がある等、専門的、技術的な問題が含まれておりましたため、各省庁連絡会議における調整に時間を要したものでござい

ます。

国際障害者年は終わりましたが、これを契機といたしまして今後とも障害者対策を推進していく必要があり、国民の障害者に対する理解を一層深め、今後の障害者対策を推進する上で今回の改正は意義深いものであると考えております。

○市川委員 ところで、今回の改正案では「不具」「廃疾」及び「白痴者」という三つの用語を改正することとしておられるようですが、障害者の方々の立場から見ると好ましくないと思われる用語はこれに尽きるのかどうかということが懸念されるわけであります。今回改正する用語を「不具」「廃疾」及び「白痴者」の三つの限つたのはなぜか。また、この三つの用語のほかに検討の対象となつた用語はなかつたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○石川（周）政府委員 今回改正をお願い申し上げたいと考えております「不具」「廃疾」及び「白痴」という三つの用語につきましては、関係者から改正の御要望がございまして、かつ各省庁連絡会議におきましても改正すべきであるという旨の意見が一致いたしましたので、その結果を踏まえて、障害者の方々の代表も参加して構成されておりました中央心身障害者対策協議会の国際障

害者年特別委員会に御報告をいたしまして、その御意見を承つて今回これらの用語につきまして改正を行うこととしたものでござい

ます。なお、連絡会議における検討の過程で、この御提案申し上げております用語のほかに欠陥という用語について議論がございまして、一部にこの際一緒に改正してはどうかという意見もござい

ましたけれども、大方の意見は、欠陥という用語は一般的な用語でありまして、直接的に障害の状態を意味するものではなくて、障害に関する不適当な用語とは考えにくいのではないかと

いうことであつたものでござい

ます。○市川委員 御趣旨はわかりましたが、しかしながら、言葉に対する感覚というものは時代の推移に伴つて変化していくものであります。現に「不具」「廃疾」等の用語も、かつては特別の違和感もなく法律上の用語として用いられてきたわけであり

ます。今日では障害者の方々から好ましくないと感じられるようになり、今回改正案が提出されて

いるわけであり

ます。したがって私としては、今回改正の対象としていない用語であつても、大部分の障害者の方々が好ましくないと感じられるような用語が生じた場合には今回と同様に改正の措置を講ずべきではないか、こう考えるわけであり

ます。総務長官としては障害に関する用語の改正は今回改正で終了したと考えておられるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

今回の改正は、昨年の「おし」「つんば」そして「盲」の改正に引き続きまして、関係者の御要望を承りながら各省庁と協議をいたしまして「不具」「廃疾」及び「白痴者」について改正をすることとしたわけでございます。今回の改正に当たりましたは、障害者の方々の代表も参加をし、それによつて構成をされております中央心身障害者対策協議会の国際障害者年特別委員会に御報告をいたし、その意見を承つて改正案を取りまとめたものでございまして、障害者に関する用語の改正は当面終了するものと考えております。

しかし、いま御指摘がございましたように言葉に対する受け取り方というものは時代の推移に伴つて変化をするものでござい

ますので、将来関係者からこれは不適当だと感ぜられるような用語が生ずることも考えられますので、そのような事態が生じた場合には関係者の御要望も承りながら適切に対処をしてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○市川委員 次に、改正案の内容について順次お伺いしたいと思います。

先ほど「不具」「廃疾」等の用語については関係する法律も数多く、調整に時間がかつたとお答えでありましたが、今回の改正の対象とした法律は総計何本であつたのか、また、用語の種類別及び省庁別に見るとどうなつて

いるのか、伺いたいと思ひます。

○石川（周）政府委員 今回改正をお願いしております対象の法律は総計百六十二本でござい

ます。この内訳を不適当用語の言葉別に見ますと、次のようになつております。すなわち、「不具

廃疾」の関係では十八本の法律でござい

ます。それから「不具」でござい

ますが、この関係が四本、「白痴」が二本の法律でござい

ます。同一の法律に二種類の不適当用語を含むものが三本ござい

改正案を取りまとめられた御苦労には敬意を表したいと思いますが、これだけの数の法律について「不具」「廢疾」等の用語を新しい用語に置きかえるに当たっては個々ばらばらに置きかえるのではなく、統一的な基準というか、基本的な方針が当然必要ではないかと思ひます。新しい置きかえ用語を定めるに当たつての基本的な考え方をお伺いしたいと思ひます。

○石川(周)政府委員 各省連絡会議等で議論をいたしまして、共通の思想で改正案を考えようということと合意いたしました基本的な諸点は、第一には、法律の意味、内容が変わらないことと、第二には、新しい置きかえ用語が関係者に受け入れられるものであることとあります。それから第三には、類似の法律相互間、たとえば年金関係、共済組合関係、災害補償関係などいろいろございしますが、そうした類似の法律相互間ではできるだけ置きかえ用語の統一を図ることといったような諸点でございます。

○市川委員 ただいまのお答えの中の置きかえ用語が関係者に受け入れられるものであるというのは、私も最も肝心なことだろつと思ひます。「障害」「心身障害」「身体障害」等の置きかえ用語について関係者は納得しているのかどうか、また関係者の納得を得るためにどのような手続を踏んだのかをお伺いしたいと思ひます。

○石川(周)政府委員 たびたび申し上げておりますように今回の改正に当たりまして最も意を用いたものは、関係者の方々に受け入れられる新しい置きかえ用語を用いるといったところでございします。このため、私どもといたしましては、今回の改正の一連の作業の過程で、障害者の方々の代表も参加して構成されておりました中央心身障害者対策協議会の国際障害者年特別委員会に御報告をいたしまして、その企画部会あるいは特別委員会の総会に御報告申し上げ、その御意見を承つて改正案を取りまとめた次第でございます。

○市川委員 それでは、要綱に従つて逐次質問してまいりたいと思ひます。

要綱の第一項では、「不具廢疾」の置きかえ用語として「障害」「重度障害」「心身障害」及び「重度心身障害」という四つの用語を用いることとしておりますが、その理由をお伺いしたいと思ひます。

○石川(周)政府委員 「不具廢疾」の置きかえ用語といたしましては、「障害」「重度障害」「心身障害」及び「重度心身障害」という四つの用語を用いることといたしております。これは次のような考え方によつて整理したものでございしますが、第一に、法律の趣旨、目的等から特に心身障害と限定しなくても精神または身体障害を意味することとが明らかな場合には、単に「障害」と改めるということにいたしております。しかし世の中にはいろいろな意味での障害、極端なことを言えば電波障害とかいろいろな障害の表現があり得るわけでございますので、単に「障害」では精神とか身体障害を意味することが必ずしも明らかでない場合がございします。そういう場合には「心身障害」というふうに改めることにいたしております。また、特に障害の程度が重いものを意味する場合には「重度」という言葉を付しまして、「重度障害」または「重度心身障害」というふうに改めることにいたしました次第でございます。

○市川委員 次に、要綱の第二項では、「廢疾」の置きかえ用語として「障害」または「傷病」という用語を用いることといたしておりますが、この理由はどうですか。

○石川(周)政府委員 「廢疾」という用語は、年金関係、共済組合関係法、災害補償関係法などにおきまして広く用いられている用語でございます。これらの法律におきましては、「廢疾」という用語は、いずれも身体または精神に障害を有する状態を意味する用語として用いられております。これらの法律におきましては、特に身体障害、精神障害と限定しなくても、単に「障害」と改めることによりまして、この用語が精神または身体に障害を有する状態を意味することがそれぞれの法律の趣旨、目的等から明らかでございますので、今回の改正に当たりましては、原則として単

に「障害」と改めるということにしたものでございます。

ただ、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法などの災害補償法関係におきましては、「廢疾等級」という用語が用いられておりますが、これを「傷病等級」というふうに置きかえることとしたわけでございます。

これは、労働者災害補償保険法について申し上げますと、障害補償年金、障害補償一時金に係る障害の等級をあらわす言葉といたしまして、現行法上すでに「障害等級」という用語が用いられております。したがって、傷病補償年金、傷病年金に係る障害の等級をあらわす言葉といたしまして「廢疾等級」という用語、これを障害等級というふうに改めまして、すでに現行法上使われております「障害等級」と混同することになるわけでございます。そこで、傷病補償年金等に係る障害の等級であることを明示することも兼ね合わせまして、「廢疾等級」という用語は「傷病等級」ということに改めることとしたものでございします。国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法においても同様の趣旨でございます。

○市川委員 要綱の第三項では「不具」の置きかえ用語として「身体障害」という用語を用いることといたしておりますが、この理由はいかがですか。

○石川(周)政府委員 「不具」という用語は公職選挙法、獣医師法、それと家畜改良増殖法において用いられております。いずれも身体上の障害をあらわす用語として用いられておりますところから、今回の改正に当たりまして「身体障害」等と改めることとしたものでございします。

○市川委員 同じく要綱の第三項では「不具奇形の児童」を「身体に障害又は形態上の異常がある児童」と置きかえることといたしておりますが、その理由はどのようなことですか。これは厚生省ですね。

○末次説明員 お答えいたします。

いは事故等によりまして通常の形態を備えていない児童を世間の好奇心の対象として見せ物にされることを防止するために設けられた規定でございます。したがって、従来から「不具奇形」という用語は一体として用いられてまいりまして、これを不具と奇形に分けて取り扱うことは適当でないというふうに考えたわけでございします。

その場合、仮にこれを身体に障害のある児童というふうに改めるといたしますと、単に形態上の異常がある場合、たとえば多指症と申しまして指の数が多いというような児童が除外されるということになりますので、対象範囲が変わるということになりますので、正確を期するために「身体に障害又は形態上の異常がある児童」というふうに改めることにしたわけでございします。

○市川委員 要綱の第四項では、「白痴者」を「精神薄弱者であつて政令で定める程度の障害の状態にあるもの」または「重度精神薄弱者」に置きかえることといたしておりますが、それぞれについてのその理由をお伺いしたいと思ひます。

○谷説明員 お答え申し上げます。

白痴者に火薬類を取り扱わせることにつきましの制限は、明治十七年に制定されました火薬類取締規則に規定されて以来、昭和二十五年制定の現行の火薬類取締法に引き継がれておるわけでございます。火薬類取締法上の「白痴者」といいますのは、精神の発達が遅滞しているために火薬類を取り扱わせては危険な者を意味しております。この言葉は戦前の用語法によつておるために、現在の白痴者、すなわち重度の精神薄弱者のように限定された意味では用いられておりません。現在の精神薄弱者という言葉に置きかえるというところではその概念が広過ぎますので、一言で代替し得る適当な用語がございしません。実質的な内容の改正を行うことなく言いかえるために、「精神薄弱者であつて政令で定める程度の障害の状態にあるもの」と規定いたしましたわけでございます。

○佐藤説明員 放射線障害防止法におきまして

は、「白痴者」という用語は、精神衛生法に規定します「精神薄弱者」のうち比較的障害の程度が軽い中等度等の者を除きました重度の精神薄弱者を意味するというふうに解釈しておりますことから、今回の改正では「重度精神薄弱者」と改めることとしたものでございます。

○市川委員 以上の御答弁で、置きかえ用語についての政府の考え方はわかりました。

ところで、今回総計百六十二本の法律を改正することとしたという御説明が先ほどありましたが、「不具」「廃疾」等の用語を用いている法律で、今回の改正の対象となっていないものがあるかどうか、もしあればその理由を説明していただきたいと思います。

○石川鳳 政府委員 「不具」「廃疾」等の用語を含みます法律のうちで、今回の一括法の改正の対象といたしませんでしたものは、全部で二十八件ございます。

これは、別途改正について検討中のものまたはこれに関連して改正を行う予定ということで別扱いにするのが適當であるという理由で、刑法それから監獄法、軽犯罪法、刑事訴訟法といった四本の法律。

それから第二には、今国会に別途改正案を御提出中のものといまして、勤労者財産形成促進法、これが一件。それから、別途廃止予定というものとして日本学校安全会法と、それから同法の一部改正法の二件がございます。

それから、一部改正法の附則といひまして経過的な取り扱いを定めているものうちで、申し出期間の終了と経過的取扱期間の終了といつたようなことによりましてすでに実効性を喪失していることが明らかなものが恩給法の一部改正法、船員保険法一部改正法、戦傷病者戦没者遺族等援護法一部改正法等二十一件の法律がございます。

いま申し上げましたような理由の二十八件が、今回の一括法の対象としなかったものでございます。

○市川委員　いままでの質疑で本法案の内容はほ

は理解いたしました。本法案により法律の上からは「不具」「痼疾」等の用語は新しい用語に置きかえられることになるわけでありますが、国の法令の体系には法律のほかにも政令、省令等があります。法律の中から「不具」「痼疾」等の用語を追放するだけではなく、政令、省令等についても同様の措置を講ずる必要があると思いますが、政省令等で用いられている「不具」「痼疾」等の用語の改正はどうするのか、この点をお伺いしたいと思います。

○石川(周)政府委員　その点につきましては、各省庁連絡会議におきましても議論をいたしまして意思確認をいたしてございますが、今回御提案申し上げました改正案が国会の御賛同をいただきまして成立いたしました暁には、政省令等に用いられております「不具」「廃疾」等の用語につきまして各省庁におきましてそれぞれ改正を行うことといたしております。

○市川委員　ただいままでの質疑を通じて、今回提出された障害に関する用語の整理に関する法律案の趣旨及び内容が明らかにされました。国際障害者年を契機として障害者に対する国民の理解が高まってきたが、今回の改正は国民の障害者に対する理解を一層深め、今後の障害者対策を推進する上で有意義なものであると考えます。

しかしながら、障害者の方々の福祉は単に言葉
を改めるだけで実現されるものではありません。
障害者の方々に対する施策は、単なる同情ではな
く、障害者が社会の一員として生活できるような
そういう社会を築いていくことが肝要であると思
います。

本年一月二十二日、中央身障者対策協議会から内閣総理大臣に「国内長期行動計画の在り方について意見具申が行われております。その中では、ただいま私が申し述べましたとおり、「障害者福祉の理念は、障害者が社会において、一般市民と同等に生活し、活動することを保障することにはかならない。」とした上で、保険医療、教育・育

成、雇用・就業、福祉・生活環境の各分野にわたって具体的な提言が行われております。私は、単に障害者に関する用語を改正するだけではなく、この中央身障者対策協議会の提言に従って今後障害者対策を推進すべきであると考えますが、このことについて総務長官の所信をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

今後の障害者対策につきましては、お話をきいてまいりましたように、国際障害者年推進本部におきまして、中央・身障者対策協議会から提言を受けまして、昭和五十七年の三月二十三日に障害者対策に関する長期計画を決定するとともに、本年の四月一日から新たに内閣総理大臣を本部長といたします障害者対策推進本部を発足をさせるところでございます。今後この長期計画に基づきまして障害者対策の推進に全力を挙げてまいる考えでございます。

以上です。

○石井委員長 次に、上田卓三君

○上田(卓)委員 先ほど市川先生から各党を代表しまして共通の問題について質問をしていただいたわけでございますが、それに関連いたしまして、私の方から若干追加の質問を申し上げたい、このように思います。

今回の障害に関する用語の整理に関する法律案であります。が、「不具」「痼疾」等の用語を改正する、こういうことで、なぜ改正するのかという理由につきましては、いまの答弁の中にも国際障害者年を契機として、障害に関する法令上の不適當用語の改正について関係者の要望が高まった云々、こういうような趣旨であったと思うわけで

ございますが、こういう不適當な用語、端的に言うならばこれは不愉快な用語でもあるし、人をべつ視する用語であるし、差別する用語である、
 こう言つても過言ではなからう、こういうふうに私は思うわけであります。

この用語の改正だけではございません、社会の中にあるそういう差別用語をなくしてもらいたいという要求が強かったのではなからうか、こういうように思っておるわけでございます。政府の方はそれはいままでずっとそれに対してこたえてこなかった、努力してこなかった、国際障害者年という一つの国際的なそういう動きの中でもどうもならぬということで、やむを得ずやったというように受けとめられても仕方がないのではないか、このように考えるわけですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○石川(周)政府委員 御指摘のように、国際障害者年を契機としてということで今回の作業をさせていたいたわけてございますが、それはあくまでも一つの契機でございます。政府といたしましては、従来からそういう不適當な用語はできるだけ使わないようにいろいろな意味で努力をしてきた、配意をしてきたつもりではございます。ただ、そう言いながらも十分でなかった点を、この国際障害者年を契機として統一的法律改正に踏み切ったという次第でございます。

○上田(卓)委員 この障害者用語という用語の改正は、すぐにでも私はできる問題であつたのではなからうか。社会にあるところの差別意識といふのですか、あるいは差別の言葉といふのですか、不適當な用語を一朝一夕にすぐなくすといふことは、これは大変むずかしい問題だらうと思ひますが、この用語の改正といふのはもっと早く、五年前にでも十年前にもしようと思つたらできた問題じやないか、各省に広範多岐にわたつてゐるといふのは理由にならぬ、私はこのように思つております。答弁要りません。私は、今回改正されることは非常に多とするものでありますが、なぜもっと早くできなかったか。口でこの問題について重視をするとか大切な問題だと言ひながら、行動において政府が踏み切れなかつたということについて、やはりいままでのあなた方の姿勢がうかがへるので、ではなからうか、こういうように考えております。

次に、今回の改正は二回目というのですか、先ほどもお話がありましたように、九十四回の通常国会で、たとえば「おし」「言」「つんば」「こうい」のような言葉が不適当である、こういうことで新しく置きかえ用語というのですか、そういう形で是正されておるわけですが、先ほど市川先生からもありましたように、法令だけではなしに省令とか条例とかいうものからも一掃するということも当然であります。問題はやはり社会にあるそういう差別用語、不適当な用語をどのようになくしていくのかということが大事ではないか、こういうふうに思っております。

後から述べますように、これは用語をなくするというだけではなしに、そういう差別意識をなくすること、あるいは差別されている、そういう障害者だけではなく、あるいは差別されている、そういう差別された方々の差別された状態を改革せずして、奥い物にふたをするようなやり方では根本的な解決にならないか、こういうふうに私は考えておるわけでございます。そういう点で、この法律上の用語を改変するというだけではなしに、社会にあるところの差別用語といいますが、不快用語、不適当用語、そういうものの一掃のためにどういう努力をされてきて、今後さらにどういう決意で臨もうとされておるのか。今度の用語の書きかえ、置きかえを契機にして、決意のほどをひとつ長官の方からお聞かせいただきたい、このように思います。

○田邊国務大臣 お答えをいたします。

中央心身障害者対策協議会の提言におきましても指摘をされておりますように、障害者福祉を実現するためには、やはり障害者が社会において一般市民と同等に生活をし、また活動をすることを保障するという障害者の福祉の理念を国民全体が理解をし、またその実現に向かって社会全体として継続的に取り組んでいかなければならない問題であると考えております。

このように、障害者福祉を実現するためには障害者福祉の理念を国民全体が理解することが重

要な課題であるという認識から、政府といたしましても、地方公共団体、障害者関係諸団体あるいはまた報道機関等の協力を得まして、障害者問題全体についての啓蒙啓発を図っていくこととしておるわけでございます。その点につきましても、私も山梨におきまして障害者のための福祉村というものをづくりまして、障害者の考え方、気持ちというものを十分理解をいたしておるつもりでございます。そういう経験を持っておりますので、そういうものを体して今後ともやってまいります。

○上田(幸)委員 総理府の中にあります国際障害者年推進本部の長期計画を見ますと、たとえば「国際障害者年の理念は、障害者の社会への「完全参加と平等」というテーマに端的に表現されているように、この社会から全面的に障害者に対する偏見と差別意識を除去し、障害者が他の一般市民と同様に、社会の一員として種々の分野で活動することともに、生活を営むことができるようにすることにある。」というふうに明らかにされておるわけでありまして。あるいはまた「まだまだ障害者に対する認識は、歴史的・伝統的偏見や医学的無知に基づくものが根強く残存しており、その結果として障害者の社会参加を阻み、一般市民が通常受けている諸権利、諸サービスを十分に享受できないという事態も現実が生じている。」あるいは「しかし一般に差別問題は、その社会の歴史、思想、習慣等と深いかかわりをもっており、一朝一夕に根本的に変革することは困難であって、今後においても長期にわたるたゆみない努力が必要である。」というように基本的な考え方を述べておるというふうに思うのです。

ここに出てくるように、一朝一夕には解決しない、非常にたゆみない努力が必要だ、こう述べられているのです。だから、ゆっくりしたらいというところではないのです。目的意識的に最大限の努力をしてもなかなかむずかしい問題だ、私はこういうふうに読むべきだと思うのです。この問題は意識の問題だから、むずかしい問題だから

徐々にやっていったらいいんだという問題ではない。ところがややもすれば政府の考え方は、この問題はむずかしいからということで、むずかしい、むずかしい、解決しなければならぬ課題だと言いながら、実際は何もしないというのが現状じゃないか。今度の用語の整理のこの法案自身も、なせもって十年前、二十年前にできなかったかというのを私が指摘するのはそういう点であるわけだ。

そこでいま私が問題にしたいのは、いわゆる不快用語といいますが差別用語、不適当用語でありまして、世間にあるところの差別用語をどうなくするための努力をしておるのかという点について、いま申し上げたそういう用語だけではなく、それに関連して幾つかの用語があります。この用語についても関係団体から、何とかこういう不当な差別用語をなくしてほしいという要望も出ておると思うのです。たとえば九十四回の国会で「つんば」「おし」「言」という三つの言葉が廃止されたわけですが、廃止されたと言ったって現実に世間でそういうことは差別用語として通用しています。それだけではなく、それに関連して、たとえば国会議員さんにおいてもこういう用語をしばしば使っていることを私は見聞きしておるわけなんです。たとえば模様がよくわからないという場合はめくらじまという言葉を使う場合があります。それからめくら蛇におじずという慣用句みたいな形で差別用語が定着している言葉もあります。あるいは、わしをつんば模様にしているのかというところで、そういう差別用語でもって、自分ば模様にしているというように、平然と何の罪の意識もなく使っている人があることも事実だと私は思うのです。あるいはあなたの方の法令の中とか省令とか条例の中に、私自身あるのかないのかよくわかりませんが、たとえば足の悪い人に対してびつことかちんばとかいう言葉があることも事実であって、そういうことに対して政府自身が一体どう考えておるのか。そういう言葉は

別段問題にならない言葉というように理解しておるのか。

(委員長退席、愛野委員長代理着席)

あるいは、ときにはわけもなく泣いたりわめいたり、まあわけもなく泣いたりわめいたりすることはないと思うのですけれども、そういういろいろなことに対して気遣いという言葉も実際あります。そういう言葉について差別用語として考えておるのかどうか。もしかしたらそういう用語があったために当該者から抗議があつてトラブルがあつたときに、どう判断をするのか。端的に言うならば長官の前でそういう用語が飛び交ったときに、あなたはそういう態度をとるのか。それはまだ法律で禁じられておりませんから別段どうもないと言ふのか、やはりそういう不適当な言葉を使うのは間違っているんじゃないですかという形でいさめる方に回るかとかいうことが言えるのじゃないか、こういうふうに私は思うのです。

私は、日本の社会というのは非常に差別社会だと思ふのです。貧富の差の差別もありますが、本当に貧富の差だけではなしに、いろいろな形の、二人寄つたらどっちかが上だ、どっちかが下だというような関係が非常にきついているのです。たとえば官公庁に勤めている人の場合でも現業職は一段低く見られているという面があるし、またたとえごみの回収と尿尿に従事している人との関係も、まああの仕事よりはわしの方がましだというような形で、お互いに軽べつし慰め合うというような関係もこれまたあるわけで、職業に貴賤はないと言ふながら、実際は貴賤があるわけですね。だから、自分の息子をできる限りとうとばれるようなしつかりした官庁あたりに就職させたいとか大会社に就職させたいとか、やはり職業に対して、この職業は自分の息子にとっては向いてないとか向いていないとかいうふうに勝手に、それはやはり職業の置かれて社会的立場を反映しておるのではないだろうかというふうに考えざるを得ないわけでありまして。

また、婦人差別の撤廃条例云々の関係から、やはり女性の権利が戦後非常に強くなったとはいふものの、いまだお男性上位というのですか、そういう女性に対する、ちょっとしつかりしたことを言うとか女だてらにとか、女のくせにとか、黙つとけとか、こういうようなことは、まだまだ農村とは言わず都市においてもそういう意識があるのではなからうか。あるいはちよつとねちねちという言葉がいかに別にして、あるときにはそういうことを言うのは女々しいということ、女々しいというのは女々しく書くわけですから、そういう点で、ちよつと歯切れのいいことを言う、あそこそれは男らしい、そうでないことを言う、何や女々しいことを言う、男だてらにというように、何か女性に対する差別というのは、そのことはいかにぬいながら現実としてそういう言葉で差別的な用語がまかり通つておるのではなからうか、こういうふうに思いますので、そういう世間にはらんしているところの差別用語、まあ問題は、言葉を言いかえたらそれだけで問題解決するといふに私は思っておりません、用語を変えただけで問題の解決にはならぬと思ひますが、しかし、それがその当事者たちに対してきつを刺すような、またときにはその人間を悩ませて自暴自棄に追いやりたり自殺をさせたり、そういう凶器になるわけですから、そういう形で差別用語として、不快用語として、不適當用語として指摘されている問題については、即刻に私は関係者と話し合ひをして適當な用語に変えるということとはまず第一にしなければならぬ問題ではないか、こういうふうに思っておりますので、その点についてひとつ関係の方から、文部省も含めて、お聞かせいただきたい。各省来られておりますので、私がいま申し上げた点について、各省ごとにひとつ御意見を承りたい、このように思います。

○石川(周)政府委員 まず私の方から、全体的な感じとしてお答え申し上げたいと思います。法令の中で、ちんば、びつこという用例はございません。それから、一般的な考え方といひま

して、そういう不快感を与えるような、傷つけるような、そういうような言葉を使うということとは避けるべきである。それは法律の問題、立法の問題以前の、人としての基本的な心構えといった部分に属する問題でありまして、私も行政に携わる者といひまして、行政のあらゆる面でそういう配慮を常にしていくなさるものであらうと考えております。

ただ、具体的に用いられております法律上の用語の中で一般的な用語といふものもございまして、先ほど一つの例として、欠陥というようない言葉が議論されてたというようないこともございまして、言葉は生きておりまして、環境によりまして、そのときに使われる状況によりまして傷つける、傷つけない、いろいろの言葉を使い分ける、したがひまして、一つの言葉をきめつけるという事は、一つの角度から断定的に扱うということには非常にむずかしい、そういう性格があろうかと思ひます。慎重な扱いを要すると思ひます。ただ基本的には、先ほど申し上げましたように、人を傷つける不快な感じを与える、そういう言葉は行政のあらゆる面でできるだけ配慮をしていく、常に配慮をしていく、そういう心構えは必要であると思ひたいと思ひます。

○五十嵐説明員 お答えを申し上げます。先生の御指摘のような出版が出ております場合には、そういう出版関係のところとも十分話し合ひをしなから、そういうことが社会教育の場その他で適切な配慮のもとで行われるように私どもとして努力している次第でございます。

○上田(卓)委員 後で聞くにしても、いまの文部省の方、何も出版のこと、後から私が質問しようといふことで、聞いてないんで、社会教育として、やはりそういうのが子供の中でも大人の中でも不意な差別発言があるわけですよ。

(愛野委員長代理退席、委員長着席) そういうものをなくするために、たとえば社会教育でどんな努力をしているのか、学校教育の中でどんな努力をしているのか。たゆみない努力が必

要なんですよ。そうでしょ。ほつておいたらそういう差別用語が蔓延するわけですよ。だから、それを蔓延しないように、そういう用語は間違つていましてよといふことでやはり学校教育、社会教育の中で正しいいかなければならぬいんじやないですか。その努力を、具体的にどういふことをしてきたかといふことが、特に文部省なら文部省に對する私の質問であるわけです。後から答えてもらつたらいい。あるいは障害者の方々に對して、やはり社会的に進出というか、就職とかいろいろ交際などの中でどうやって疎外されていっている。そういうことに對して、たとえば医療の面から一つ見ても、施設の面から見ても、厚生省は一体どういふ努力をしておるのか。やはり私はそういうたゆみない努力が必要ではないか、こういうふうに思ふのです。

それから、たとえば差別用語を浴びせられるといふことは、これはゆゆしき人権侵犯ですよ。逆に言うたら名誉棄損ですよ。そうすると、法務省はこの問題に對してどういふような態度をとっているのか、これは私は大きな問題だと思ふのです。たとえば部落問題、私はそれにかかわつてきたのだけれども、そういうある程度強力な団体の場合にはそれに対応するけれども、そういう組織を持たない、そういう力が弱いといふような方々に對しては知らぬふりするかといふことにもなりかねないわけでありまして、私は、事の本質はやはりわきまをえてこれに對して適正な対策をとることが必要ではないか、こういうふうに思つてゐるんです。

ただ、つけ加えて私は申し上げたいが、やはり皆さん方の中でも、国民の中でもそうですけれども、大体差別されている人たちはひがみ根性がきつ、大体被害者意識が強いとか、こういうような考え方もあるから私もここでちよつと申し上げておきたいのだけれども、そうじゃないんです。差別意識、差別があるから、いつの間にか自分が差別されているのじゃないかといふ被害者意識も出てくるんですよ。優越感があるから劣等意

識が出てくるんですよ。初めから劣等意識とか被害者意識とか、そういうものはないんですよ。それはやはり攻撃されて初めて身を守るという防衛的な、それが過度の防衛といふことに私はなつてくるかも知れぬけれども、そういう攻撃がなければ何もそれを守らうといふことはいないんですよ。そういう社会というのは、差別のない明るい社会のことなんです。だから、そういう点は言うまでもないと思ひますが、ややもすれば学校教育、社会教育の中では何かそういう人たちはいじけて、もつと自覚を持つて堂々と社会に出てきないといふことで、何か差別している方のことが問題にならず、差別されている方の姿勢の問題としてややもすれば学校教育の中で、社会教育の中でとらえられるので私は一言申し上げたわけでありまして、そういう観点で、どういふ努力をしてきて今後どうしようと思ひますのか、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○五十嵐説明員 ただいま先生から御指摘のありましたそういう障害者の問題につきましては、学校教育の場あるいは社会教育の場におきまして、障害者の問題につきましても適切な理解を持つてに私どもとしましては十分努力をまいつておるわけでございますが、今後とも先生の御指摘を受けましてさらに努力をしてまいりたいといふふうに考えております。

○池田説明員 お答えいたします。私も厚生省といひましては、実は身体障害者の方々の実態あるいはその福祉の面を受け持っている省でございます。したがひまして、現在までも、身体障害者の方々の差別されること等に対しましては、その解消に努めてまいつております。具体的に申し上げますと、実は昨年、障害者を契機として、厚生省におきましてはいわゆる障害者対策を推進するための対策本部等を設置して、あらゆる面について配慮してまいつてきています。わけでございます。端的に申し上げますと、たとえば厚生省が担当しております病院等におきましてはやはり身体障害者の方々が非常に受診しにくいと

ここに私、数冊の本を持っておりますので、これ、委員長を通じて見ていただいたいと思うのです。これは恐らく社会教育で使われている子

れている出版物があるということで御指摘を受けまして、文部省も直ちにこのレクリエーション協会に対して指導をしたわけでございます。その結

性が強いとかというような形でしか処理されない場合が非常に多いと思うのですね。

そういう点で、私は日々の事案とは言いたくない

うに思います。

○寺西説明員 被害者からそういうことで名誉棄損であるという告訴をしたということで告訴を

なされれば、これは刑事手続の上で処理していくという事になってございませう。したがって、そういう手続をおとりになれば刑事手続で処理されるということになると思ひます。

○上田(卓)委員 もう終わりますが、最後に長官に、やはりそういう意味で不当用語という形で具体的に幾つかの言葉について置きかえをされたし、また今後これからはという事でございませう。それから、いままで私がいろいろ発言した言葉以外にもたくさん問題があるように思ふわけでありまして、そういう言葉が不当な言葉であるのかないのか、そしてその言葉が不当であればどういふ言葉に置きかえていくのか。その社会的な差別の実態がなくなる限り、言葉を何ば置きかえてもその新しい言葉がまた差別用語になるのですよ。それだけはっきり言うておきます。

しかし、にもかかわらず、当面その言葉を置きかえて言ひかえなければならぬという現実があることもこれは事実でありますから、言ひかえたからもう問題はなくなったという事ではないという事、これは特に長官、理解をしておいていただきたい、こういうことでありますので、そういう点で、法律とか条文の部分だけ政府は関係しておりますが、社会にあるところのそういうものについて、たとえばそれが名譽棄損であるのかないのか、もしか事件が起こったときに、法務省において、いや、それはどうという事ではないという事になるのか、ならぬのか、その定義の問題もあると思ふので、これは総理府だけの仕事ではなく各省にまたがる問題だろうと思ひますが、特にそういう点で、国務大臣でもあるわけでありまして、最後にこういう問題に対する取り組みの決意を述べていただきまして、終わりたいと思ひます。

○田邊国務大臣 お答えをいたします。障害者に対するいろいろな不快な言葉、これが社会の中で不用意にも発せられておる、これは私どもにとつても大変に残念なことであり、悲しむべきことだと私は思つております。私は実は障害者

者のきょうだいを持つておる一人でございます。て、こういう問題については、小さいときからの用語の使い方という事を十分承知をしておる一人でございます。したがって、私自身、障害者に対する健康者の配慮というものは、これはやはり社会全体、そして家庭の教育、そしてまた社会全体の啓蒙啓発ということに考えなければいけないのじやないであらうか、こう考える次第であります。

また、国におきましては、いろいろこの対策につきましても、いま不快用語の法改正、私はそれだけで事が足りると思つておりません、いま御指摘がございましたように、時代とともにいろいろな言葉が不適用語ともなりまして、またそれに合致して社会も前進していかなければならぬ。特に、障害者が全然意識してないことを健康者が不用意にも発した事によつてその胸を刺すようなことが間々あるという事を私は知つておりますので、こういう点については、やはり幼児のころ、障害者の家庭あるいはそういう施設でも遊ぶ、ともにその障害者の気持ちになつて生活をする、私はそこに障害者に対する言葉の配慮というものを当然考えたいと思ひます。実は中学、高校生に福祉村というものに宿泊をさせまして障害者との対話を三日ないし四日させますと、その人たちはすべてボランティアというものに真剣に取り組みする青年になり変わつてまいります。そういうことを考えますと、社会全体がこういう問題に取り組んでいくには、まず国もその中心になつて、国民の障害者に対する偏見、そしてまた差別意識というものを除去するよう深い理解と協力が必要であらうと思ひます。

今後の障害者対策につきましては、国際障害者年推進本部においても、中央心身障害者対策協議会から提言を受けております。いわば本年の三月二十三日の障害者対策に関する長期計画の決定が本部長として、四月一日から内閣総理大臣が発足するわけでございます。政府と民間とが一緒

になりまして、今後ともこういう長期計画に基づいた、障害者対策というものは常に潤ひとして相手の気持ちを休しながらこの問題に対応していくという考え方が必要であらう、私もそれはそういう考え方に立つて今後進んでまいりますことを約束して、答弁にかえさせていただきます。

○上田(卓)委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○石井委員長 榊利夫君。

○榊委員 私どもは、差別の根絶、克服、基本的な人権の貫徹を目指して、同時にタブーを廃して言論の表現の自由を守る、こういう立場で今回の法案に臨んでまいりました。基本的には賛成できる、こう考えているのであります。その上で、幾つかの点について追加質問をさせていただきます。

第一に、「不具」「廃疾」等の用語を含む法律でありながら、先ほど説明もございましたように、改正をいまま検討中のものであるとかあるのは改正案を提出中のものであるとか、こういったものが今回の改正には含まれていないわけでありまして、これはどういふ理由に基づくものなのか。私どもの考えでは、まだ改正されてないのですから、現存の法律である以上含めるべきではなかったか、それが筋道ではないか、こう考えるのであります。この点についての所見をお伺いいたします。

○大芝説明員 法務省矯正局の参事官大芝でございます。ただいま御指摘の矯正局の所管の法律といたしましては、監獄法四十四条に「準病人」といたしまして「妊婦、産婦、老衰者及び不具者」という言葉がございませう。これらにつきまして、おっしゃるとおり今回の一括法案にまとめて改正いたすべくあるかどうかという事でございませうが、数年来監獄法改正作業を継続いたしておりました。目前に改正法案を上程する状況でございまして、その改正法案の方で正式に処置いたしたいという事で、別途監獄法改正法案の方にこれを

盛つたわけでございます。幸い、所要の手続を終えまして、今般、刑事施設法案といたしまして監獄法全面改正案を本日閣議で御決定をいただき、速やかに国会に提出する運びに至つております。

この法律案におきましては、現行監獄法四十四条の先ほどの規定を「老人、妊産婦、身体虚弱者その他養護を必要とする被収容者」というふうに変更しております。

なお、法律ではございませうが、省令である行刑累進処遇令第二条第一項第四号に「不具廃疾」といふ言葉がございませうが、この省令は新しい法律の施行に伴い廃止する予定でございませう。

○榊委員 そうしますと、いま説明がありました監獄法、これは刑事施設法と改め、けさの新聞に出ておりますが、きょう国会提出を閣議決定される予定だ、こう言われますけれども、その新法案ではこの点はすでに改められてゐるわけですね。

それからもう一つ。その他の刑法、刑事訴訟法、軽犯罪法、こういったものについてはどうなのか、その二点。

○井嶋説明員 お答え申し上げます。先生御案内のように、刑法、刑事訴訟法、軽犯罪法にそれぞれ「不具」あるいは「不具者」という用語がございませう。これを改めることにつきましては、先ほどお話しになりました監獄法と同様、法務省におきましては、刑法の全面改正作業を精力的にやつておりました時期にちょうど一括整理法案の話も出ましたわけでございます。

刑法、刑事訴訟法、軽犯罪法といった類型のものは、御承知のとおり犯罪の構成要件に当たるものでございまして、いわば明確な言葉を使う必要もあり、また概念が、それぞれの法律の解釈などに若干のニュアンスの差があるというやうな問題もございまして、刑法全面改正作業の一環としてこれをとらえて、同時に置きかえ用語としての定着性といったものも十分検討いたしましたし

て、その過程においてより明白な犯罪構成要件として規定すべきでないかということから、別途の法律とさせていたわけでございます。そして刑法改正作業を、今国会に提出を目途としたしまして、積極的に進めてまいりました。今日、時点においては刑法の改正案の今国会提出が困難な状態になったというところでございます。

しかし、私も、この政府の不適正用語を改正しようという方針の通りまして、今後も引き続き刑法改正作業を進めながらこの点を改正いたしまして、可能ならば次期通常国会には提出をしたいというふうに考えておるところでございます。

○榊委員 いま出てまいりましたそれぞれの法ないしは法案については、それぞれの党の立場があると思いますが、それは別といたしまして、刑事施設法については用語は改正している、それから今後の問題についてもこの用語に関してはそういう改正の方向でやっている、こういうふうに確認してよろしいでしょうか。

置きかえ用語を定めるといふ点では、いまもちょっと出ておりましたけれども、法律上の意味、内容が変わらないことが基本になっていっていると思います。そこで、昨年の通常国会では「おし」「つんば」「言」、こういった用語を法律からなくしたわけでありましたが、今回はそれに次ぐものであります。ところが、実は「癡疾」を「障害」「傷病」に、あるいは「傷病」を「障害」にと変えますと、国語上は微妙な差といえますが、ある場合にはかなり意味が違ってくるわけでありまして、国語上意味が違っても、法律上の意味はいままでと変わらないのかどうか、この点お伺いします。簡潔に。

○鳥山説明員 恩給法におきまして、先生御指摘の「傷病」を「障害」に改めておりますので、その点についてお答え申し上げます。

恩給法におきましては、沿革的な意味もございまして、法律制定以来、傷病恩給に関する障害の

状態であるとかあるいはその程度ということとあらわしますのに、重度の傷病者に支給をしております。増加恩給につきましては「不具癡疾」という言葉を使っております。比較的軽症者に支給しております。傷病年金であるとかあるいは傷病賜金という一時金でございますが、こういうものの障害程度などをあらわす場合には「傷病」という言葉を使っておるわけでございます。

確かに、「傷病」という言葉それ自体は不適当な言葉ではございませんけれども、今回、重症者をあらわす「不具癡疾」というグループを「重度障害」というふうに改めることいたしましたので、言葉の上の平仄をそろえる意味におきまして、「傷病ノ程度」あるいは「傷病ノ状態」というものを「障害ノ程度」あるいは「障害ノ状態」と改めようとするものでございまして、法律的な意味ないしは内容というものは変わらない、こういうふうに考えております。

○榊委員 同じことを、いまは恩給局でしたが、法務の方もよろしくございませうか。いいですね。それでは次に移ります。次は、法務省にお尋ねします。

各省庁でさらに用語改定の研究を迫られるものがあると思うのであります。その点についてはどういうお考えなのか。たとえば最近、皇室の身分離脱問題で関心を引いております皇室典範などにも「卑属」という用語がございませう。親族系の中でめいとかおいと、自分より目下を表現する、こういったものもやはり一つの研究課題になっていくのじゃないかと思うのですが、その種の研究を迫られてくるような問題は現在あるのかないのか、やられているかどうか、あるいは今後どういうふうにするかとお考えなのか。そのことをお聞かせ願います。

○石川(周)政府委員 御提案申し上げております不適当用語以外の用語につきましては、関係省庁連絡会議で承知いたしております限り、それぞれの関係者から特に法令上の用語として不適当である、直してほしいというお申し出、御要望があ

るといふものは承っております。

先ほど欠陥という言葉につきましての御議論を御紹介申し上げましたが、これは一般的な用語であらうということで今回の改正対象といたしまして、それ以外の言葉につきましては、仮に各省庁の方から関係者の御要望としてお申し出があれば御議論することはあるかと存じますけれども、関係省庁連絡会議の一年半の議論を振り返ってみますと、いまのところ、そういう意味での問題になっていない言葉は一応ないのではないかと理解いたしております。

○榊委員 ただし、これで万事終われりというのじゃなくて、私一丁だけ例を引きましたけれども、それ以外にもあれこれ気づく、また世上もとかく言われている用語があるわけで、それについて引き続き研究していく必要があるだろうと考えられるわけでありまして、その研究をする必要がないという立場なのか、あるいは現在はこのままでないけれども必要があれば研究していくという態度なのか、その点はどうなんでしょう。

○石川(周)政府委員 先ほど市川委員からの御質問に総務長官からお答え申し上げてございまして、当面の作業としては終わつたと理解いたしておりますけれども、言葉は生きておりますので、今後そういう不適当な用語につきましても問題が生ずれば、その事態に適切に対処してまいりたいというのが政府の姿勢でございます。

○榊委員 今回の法案をまとめるに当たりまして、政府は、関係者に受け入れられるもの、こういうことを一つの基本的な考え方とされております。ところで、今回の法改正につきましても、障害者団体との間に意見の違ひはないのかどうか、改正法の運用に当たりまして解釈に疑義が生じたり意見の不一致が生じたような場合には、その関係者とよく相談をする、話し合う、そして理解、納得を得る、こういうことのために最善の努力をする必要があると思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○石川(周)政府委員 関係者の方々とお話し

合いは、中央心身障害者対策協議会、その国際障害者年特別委員会の場におきまして政府の考え方を御報告し、その委員会の御意見を承りまして今回の改正案を取りまとめたものでございます。関係者、関係団体の御意向を十分に踏まえたことと理解いたしております。また今後、新しい置きかえられた用語につきまして、私も法律的な意味、内容が変わらないようにということとを基本的な考え方として留意して置きかえ用語を定めたつもりでございますけれども、御指摘のような疑義を生ずることはないかと考えております。しかし、万一そのような事態が生じた場合には、関係者と御相談しながら解決を図るよう関係省庁にお伝えすることといたしたいと思います。

○榊委員 先ほどの答弁の際に、政令や省令等に用いられている「不具」「癡疾」等々の用語の改正につきましては関係各省庁で行うというのがあります。地方公共団体の条例等の改正についてはどういう指導が行われるのでありましようか。

○中島説明員 昨年の通常国会と今回二度にわたりました国の方で改正されるわけでございます。私たちはその都度通達を出しまして、地方公共団体に準備に取りかかるように指導しておりますが、今度の国会が終了いたしましたならば、文書主管課長会議でも開きましてさらに趣旨を徹底してまいりたいと考えております。

○榊委員 もう一つ、こういう側面もあるのですね。いわゆる不快用語をめぐりまして、マスコミとか文壇、芸能界などにいわゆる差別語狩りへの心配もあるわけですね。たとえば古典落語などにその種の言葉が使われている。びくびくする。これは良識ある処理、解決を図っていかなくてはならないと思いますが、そのことについて、昨年及び今回の法改正はそういう点まで制限をしていくものではないかと思っておりますが、その点を政府としてはどう考えておられるのか、お伺いしておきます。

○石川(周)政府委員 今回御提案申し上げておりますのは、法令上の不適当用語の問題でござい

ます。昨年「おし」「言」「つんば」の三つの不適当用語の法令上の用語の改正につきましても、法令上の用語として御提案を申し上げ、御了承いただいたものでございます。これを御指摘のような一般的な日常会話において強制しようというところまで考えているものではございません。先ほどお答え申し上げましたように、私も、人を傷つけ、そういうような思いをさせないようにということは行政のあらゆる面で常に配慮すべき問題であるということの基本的な考え方を持って行政としては対処してまいりますけれども、それを一般日常の国民の方々の生活に強制しようということまでは考えてはおりません。

○榊委員 今回の法改正は障害者に対する不快な用語の改正にとどまっております。ところで、言葉には現実が反映する、そういう関係だろうと思うのであります。それで、用語でまずくなるあるいは不快になる、これは長年社会的に差別したり侮辱したりするものとしてその用語が使われた、そこに原因があるわけでありまして、言うなれば実態が問題だ。その意味で新しく改正した用語である「障害」とか「精神薄弱者」にいたしまして、その状況いかんでは新たな不快用語になりかねないわけでありまして、その点で今後、官公庁、企業においても、たとえば障害者の雇用の拡大とか全国的な社会参加など、要するに差別を社会的になくしていく、このための努力が何よりも肝要だ、こう思うのであります。この点について最後にお尋ねをしておきます。

○石川(周)政府委員 御指摘のように、言葉それ自身も問題でございまして、その背景にございましては、先般障害者対策に関する長期計画を決定いたしました、四月一日から障害者対策推進本部を発足させたところでございます。このような構えで障害者対策の一層の充実を図り、その用語にある実態を改善するよう精いっぱい努力をしております。最後に、いわゆるこの不快用語問題に

つきましては、これらを含めまして社会的にも克服していく、このことに力を注がなければなりませんし、そのためには過小評価することもないと思います。また過大視することややはりまづかろうと思うのであります。やはり鋭意そういう状況の社会的な克服、このことでの関係省庁の一層の努力を期待し、また、この法案がさらにとどまることなく一層の改善の重要なステップになることを要望表明して、質問を終わりたいと思います。

○石井委員長 これにて質疑は終局いたしました。つきましては、これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○石井委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石井委員長 次回は、来る五月六日木曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

障害に関する用語の整理に関する法律案

障害に関する用語の整理に関する法律

〔障害に関する用語の整理のための関係法律の一部改正〕

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「不具廃疾」を「重度障害ノ状態」に改め、同条第二項中「不具廃疾ト」を「重度障害ノ状態ト」に、「不具廃疾ノ」を「重度障害ノ」に改め、同条第三項中「不具廃疾」を「重度障害」に改め、同条第四項中「不具廃疾」を「重度障害ノ状態」に改める。

第四十六条ノ二第一項及び第二項中「不具廃疾」を「重度障害」に改め、同条第三項中「傷病ノ」を「障害ノ」に改める。

第四十九条ノ二中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第四十九条ノ三中「傷病ノ」を「障害ノ」に改める。

第五十条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第五十四条第一項第二号及び第三号中「不具廃疾」を「重度障害ノ状態」に改める。

第五十五条中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十五条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十五条ノ二第一項中「傷病ノ」を「障害ノ」に改める。

第七十四条及び第七十五条第三項中「不具廃疾」を「重度障害ノ状態」に改める。

第七十八条ノ二中「不具廃疾ニシテ」を「重度障害ノ状態ニシテ」に、「不具廃疾ナル」を「重度障害ノ状態ニ在ル」に改める。

第八十一条第一項及び第九十八条中「不具廃疾」を「重度障害ノ状態」に改める。

別表第一号表ノ二中「不具廃疾程度」を「重度障害ノ程度」に、「不具廃疾ノ」を「重度障害ノ」に改める。

別表第一号表ノ三「傷病」を「障害」に改める。

別表第二号表中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

別表第三号表中「傷病」を「障害」に改める。

第二条 船員保険法昭和十四年法律第七十三号の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

第二十三条第二項中「不具廃疾ニ因り労働能力ナキ」を「別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル」に改める。

第二十五条ノ二第一項、第二十七条ノ三第二項、第三十条ノ二及び第三十四条第四項中「廃疾」を「障害」に改める。

第三十六条第一項中「不具廃疾ニ因り労働能力ナキ」を「別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル」に改める。

第三十八条第三項及び第五項中「廃疾」を「障害」に改める。

第四十条第一項から第五項までの規定中「廃疾」を「障害」に改め、同条第六項中「廃疾」を「障害ノ状態」に改める。

第四十一条第一項中「廃疾ト」を「障害ノ状態ト」に、「廃疾ノ」を「障害ノ」に改め、同条第三項中「廃疾ト」を「障害ノ状態ト」に、「廃疾ノ状態」を「障害」に改め、同条第四項中「廃疾」を「障害ノ状態」に改め、同条第五項中「廃疾ノ状態」を「障害」に、「廃疾ノ程度」を「障害ノ程度」に改める。

第四十一条ノ二第一項中「別表第四上欄ニ定ムル廃疾ノ程度」を「其ノ障害ノ状態ガ別表第四上欄ニ定ムル」に、「廃疾ノ状態」を「障害ノ状態」に、「廃疾ト」を「障害ノ状態ト」に、「不具廃疾ニ因り労働能力ナキ」を「別表第四下欄ニ定

ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルに改め、同条第二項中「廃疾」を「障害ノ状態」に改める。

第四十一条ノ三第一号中「廃疾ト」を「障害ノ状態ト」に、「廃疾ノ」を「障害ノ」に改め、同条第二号中「廃疾」を「障害ノ状態」に改める。

第四十二条第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

第四十二条ノ二及び第四十二条ノ三第三項中「廃疾ト為リタル」を「障害」に、「廃疾ノ」を「障害ノ」に改める。

第四十四条中「廃疾」を「障害」に改める。
第四十四条ノ二第一項及び第二項中「廃疾」を「障害」に改め、「廃疾年金又ハ」を削り、同条第三項中「廃疾ノ状態」を「障害」に、「廃疾ノ程度」を「障害ノ程度」に改め、「廃疾年金又ハ」を削る。

第四十四条ノ三第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項中「廃疾」を「障害ノ状態」に改め、同条第三項中「廃疾ト」を「障害ノ状態ト」に、「廃疾ノ状態」を「障害」に改める。

第四十五条第二項並びに第四十五条ノ三第一項及び第二項中「廃疾」を「障害」に改める。

第五十条第一項第二号中「廃疾ト為リタル」を「障害」に改め、同項第六号中「廃疾ト為リタル」を「障害」に、「廃疾ノ」を「障害ノ」に改める。

第五十条ノ三ノ三中「不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ」を「別表第四下欄ニ定ムル一級若ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル」に改める。

第五十条ノ四第五号及び第六号中「不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ」を「別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル」に改める。

第五十条ノ六第三号及び第五十条ノ七ノ三中「廃疾」を「障害」に改める。

第五十条ノ八第一号中「廃疾ト為リタル」を「障害」に、「廃疾ノ」を「障害ノ」に改める。

第五十七条第一項中「廃疾状態」を「障害状態」に改める。

第五十八条第一項及び第三項並びに第五十九条ノ二第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

附則第八項中「廃疾」を「障害」に改める。

別表第一から別表第二までの表中「廃疾」を「障害」に改める。

別表第四中「第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十一条ノ二、第五十条」を「第二十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十一条ノ二、第五十条、第五十条ノ三ノ三、第五十条ノ四」に、「廃疾」を「障害」に改める。

別表第五中「廃疾」を「障害」に改める。

第三条 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第一項中「不具廃疾」を「心身障害」に改める。

第四条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

本則及び別表第一中「廃疾」を「障害」に、「廃疾等級」を「傷病等級」に改める。

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「不具奇形」を「身体に障害又は形態上の異常がある」に改める。

第六条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「廃疾ト」を「障害ノ状態ト」に、「廃疾又ハ」を「障害又ハ」に改める。

第十七条第二号及び第三号中「廃疾」を「障害」に改める。

第七条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号中「廃疾保険金に係る」を「特例として保険金支払等を行う」に改める。

第四十五条の見出しを「(保険金支払等の特例)」に改める。

第八条 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一

号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第二十四条第二項中「不具廃疾その他」を削る。

第九条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「廃疾」を「疾病」に改める。

第十条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第五号を次のように改める。

五 重度心身障害者

第十一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第三号中「不具」を「若しくは身体に障害のため」に改める。

第十二条 火災損取締法(昭和二十五年法律第四百九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「白痴者」を「精神薄弱者であつて政令で定める程度の障害の状態にあるもの」に改める。

第十三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項並びに第六条第一項及び第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第七条の三第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第三項中「廃疾」を「障害ノ状態」に改める。

第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

第四十五条第一項中「廃疾」を「障害ノ状態」に改める。

第十五条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項中「廃疾ト」を「障害ノ状態ト」に、「廃疾又ハ」を「障害又ハ」に改める。

第十六条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年

法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾」を「障害」に、「廃疾等級」を「傷病等級」に、「身体障害」を「障害」に改める。

第十三条第五項及び第二十一条中「身体に障害」を「障害」に改める。

別表中「身体障害」を「障害」に改める。

第十七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第八条第一項の表中「不具廃疾」を「障害」に改め、同条第二項中「不具廃疾」を「障害ノ状態」に改め、同条第七項の表中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第八条の二第一項の表及び同条第三項の表、第八条の三第一項から第四項までの規定、第九条並びに第十条第一項及び第二項中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第十一条第一号中「不具廃疾ト」を「障害ノ状態」に改め、同条第二号及び第三号中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第十三条第一項第七号、第十四条第一項第三号及び第十五条の二中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第二十三条第一項第二号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「不具廃疾」を「障害ノ状態」に改め、同項第六号から第八号までの規定及び同条第二項第二号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「不具廃疾」を「障害ノ状態」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第二十五条第一号中「不具廃疾」を「障害ノ状態」に、「不具廃疾」を「障害ノ」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「不具廃疾」を「障害ノ状態」に改める。

第二十七条第二項並びに第四十四条第一項及

び第二項中「不具廃疾」を「障害」に改める。

附則第三項中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第十八条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「廃疾」を「障害」に改める。

第五条第一項第二号中「廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「身体障害」を「障害」に改める。

第十九条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「廃疾」を「障害」に改める。

第五条第一項第二号中「廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「身体障害」を「障害」に改める。

第二十条 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「並びに廃疾一時金」を「並びに障害一時金」に、「廃疾」を「疾病」に改め、「(廃疾年金)及び(廃疾一時金)」を削る。

第二十一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項第二号及び第四号、第十條の二第二項並びに第十二條第一項中「不具廃疾」を「重度障害の状態にあつて」に改める。

附則第十六條第二項並びに第二十二條第一項及び第四項中「傷病」を「障害」に改める。

附則第二十三條第四項第四号、第二十四條の四第二項第四号及び第二十九條第二項第四号中「不具廃疾」を「重度障害の状態にあつて」に改める。

附則別表第二、附則別表第四及び附則別表第五中「傷病」を「障害」に改める。

第二十二條 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律

第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

第十一条の二第三項第二号中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第二十三條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條中「不具廃疾」を「障害の状態」に改める。

第二十四條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一号中「廃疾」を「障害」に改める。第二十條及び第二十四條第二項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

第二十五條第一項中「廃疾給付」を「障害給付」に改め、同條第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第二十五條の二第一項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に、「廃疾」を「障害」に改め、同條第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾」を「障害」に改める。

第三十五條第一項第一号中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

附則第十七項及び第二十項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

附則第二十一項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第二十三項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

第二十五條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五百十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾」を「障害」に改める。
第四十七條第一項及び第二項中「廃疾認定日」を「障害認定日」に改める。
第五十四條の二第一項、第二項及び第四項中「廃疾年金又は」を削る。

別表第一及び別表第二中「廃疾」を「障害」に改める。

第二十六條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第一項中「不具廃疾」を「心身障害の状態」に改める。

第九十八條第四項第三号及び第九十八條の二第三項中「不具廃疾」を「心身障害」に改める。

第二十七條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾」を「障害」に、「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第五十五條第三項第一号から第三号までの規定中「廃疾年金基礎額」を「障害年金基礎額」に改める。

附則中「廃疾給付」を「障害給付」に、「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に、「公務廃疾年金」を「公務障害年金」に、「特別廃疾年金」を「特別障害年金」に改める。

附則第二十六條の二の見出し中「公務廃疾年金受給者」を「公務障害年金受給者」に改める。
附則第二十六條の十第一項及び第三項中「廃疾」を「障害」に改め、同條第四項中「又は障害年金」を削る。

別表第四及び別表第五中「廃疾」を「障害」に改める。

第二十八條 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「廃疾」を「障害」に改める。

第三条第三号中「廃疾」を「障害」に改め、同條第四号中「身体障害」を「障害」に改める。

第二十九條 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第五條第四号中「白痴者」を「重度精神薄弱者」に改める。

第三十條 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改め、同條第二項及び第三項中「不具廃疾」を「重度障害」に改め、同條第四項中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改め、同條第五項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第十五條第二項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第十七條第一項第二号及び第三号中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改め、同條第三項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第十八條第一項中「不具廃疾」と「重度障害の状態」とに、「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第三十一條 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「身体障害」を「障害」に改める。

第三十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。
本則中「廃疾」を「障害」に、「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に、「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

第八十二條の二第二項第一号から第三号までの規定中「廃疾年金基礎額」を「障害年金基礎額」に改める。

第八十五條第八項中「改定廃疾年金」を「改定障害年金」に改める。

附則第十二條の三の見出し中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改め、同條第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に改め、同條第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十三條 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律

第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の七第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第十三条の六の見出し中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

別表第三及び別表第四中「廃疾」を「障害」に改める。

第三十三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法昭和三十三年法律第二百二十九号の一部を次のように改正する。

目次中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。
本則(第二十条を除く)中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第二十条の見出し中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾」を「障害の状態」に改める。

別表第一中「廃疾」を「障害」に、「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十四条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾」を「障害」に、「廃疾認定日」を「障害認定日」に改める。

附則第九条及び第九条の二中「廃疾」を「障害」に改める。

第三十五条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

附則第九条第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。
第三十六条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項、第七項及び第十項第二号中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第十四項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

附則第十六項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第三十七条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「廃疾」を「障害」に改める。

附則第十四条第三項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第十五条第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第十七条の見出し中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第一項及び第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾」を「障害」に改め、同条第三項及び第四項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

本則中「廃疾」を「障害」に、「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に、「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

第八十七条の二第二項第一号から第三号までの規定中「廃疾年金基礎額」を「障害年金基礎額」に改める。

第九十条第八項中「改定廃疾年金」を「改定障害年金」に改める。

第六十条中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。
第六十二条第一項中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改め、同条第二項及び第三項中「不具廃疾」を「重度障害」に改め、同条第四項中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改め、同条第五項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十四条第二項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

附則第十八条の二の見出し中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改め、同条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に改め、同条第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第十八条の七第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第二十四条の見出し中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾年金基礎額」を「障害年金基礎額」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

別表第三及び別表第四中「廃疾」を「障害」に改める。

第三十九条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

本則(第二十五条及び第三十二条の二十三を除く)中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾給付」を「障害給付」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に、「廃疾」を「障害」に改める。

第二十五条の見出し中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾」を「障害の状態」に改める。

第三十二条の二十三の見出し中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾」を「障害」に改める。

別表第二中「廃疾」を「障害」に、「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改め、同条第三項及び第五項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十一条 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改め、同条第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第五条(見出しを含む)中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十二条 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第四十三条 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第八条第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第三条第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十五条 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し、同条第一項及び第二項並びに同条第四項の表中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第二条の見出し及び同条第一項中「障害年金」を「公務傷病年金」に改め、同条第二項第一号中「障害年金」を「公務傷病年金」に改め、同条第三号中「障害年金」を「公務傷病年金」に改め、同条第四項中「障害年金」を「公務傷病年金」に改め、同条第五項中「障害年金」を「公務傷病年金」に改める。

第三条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十六条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「廃疾」を「障害」に、「廃疾認定日」を「障害認定日」に改める。

附則第八条第一項中「廃疾認定日」を「障害認定日」に、「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項中「廃疾」を「障害」に改める。

第四十七条 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条第二項中「障害年金」を「公務傷病年金」に、「障害遺族年金」を「公務傷病遺族年金」に改める。

附則第九条第三項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改め、同条第四項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十八条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第四条第三項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第六条（見出しを含む。）中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十九条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「廃疾、身体障害」を「障害」に改める。

附則第二十三条及び第三十条中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第五十条 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項及び第二項中「廃疾認定日」を「障害認定日」に、「廃疾」を「障害」に改める。

附則第九条第一項及び第二項中「廃疾認定日」を「障害認定日」に、「廃疾」を「障害」に改め、同条第三項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第四項中「廃疾認定日」を「障害認定日」に改める。

第五十一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「不具廃疾」とを「障害の状態」とに、「不具廃疾の」を「障害の」に、「不具廃疾を」を「障害を」に改める。

第五十二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第三号から第六号までの規定及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第七条第三項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第十条第一項第一号中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第五十三条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

法律（昭和四十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾年金」を「障害年金」に、「障害遺族年金」を「公務傷病遺族年金」に、「障害年金」を「公務傷病年金」に改める。

第一条の十三第九項中「廃疾」を「障害」に改める。

附則第三条第三項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第四条、第八条第一項、第九条、第十条第七項、第八項及び第十項並びに第十二条第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第五十四条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第十四条第三項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第七条（見出しを含む。）、第八条、第九条第七項、第八項及び第十項、第十条並びに第十一条第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第五十五条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾年金」を「障害年金」に、「障害遺族年金」を「公務傷病遺族年金」に、「障害年金」を「公務傷病年金」に改める。

第一条の十三第十五項中「廃疾」を「障害」に改める。

第五十六条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾」を「障害」に、「廃疾等級」を「傷病等級」に、「身体障害」を「障害」に改める。

第二十九条第五項中「身体障害」を「障害」に改める。

に改める。

附則第四条中「廃疾」を「障害の状態」に改め、附則第八条第一項中「廃疾、身体障害」を「障害」に改める。

附則第二十条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廃疾」を「障害の状態」に、「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

別表中「身体障害」を「障害」に改める。

第五十七条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「廃疾等級」を「傷病等級」に改める。

第五十八条 昭和四十二年及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第六条第二項及び第十條第六項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第五十九条 昭和四十二年及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第十条第六項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第六十条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾年金基礎期間」を「障害年金基礎期間」に改める。

附則中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第五條第二項中「廢疾」を「障害」に改める。
附則第八項第一号中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十一條 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二條中「廢疾」を「障害」に改める。
附則第七條中「廢疾認定日」を「障害認定日」に、「廢疾」を「障害」に改める。

第六十二條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三條第一項及び同第二項の表中「不具廢疾又は傷病」を「重度障害又は障害」に改める。

第六十三條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項中「廢疾」とを「障害の状態」とに、「廢疾ノ」を「障害ノ」に改める。
附則第十三條中「廢疾認定日」を「障害認定日」に、「廢疾」を「障害」に改める。

第六十四條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「廢疾給付」を「障害給付」に改める。

附則第十四項中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第十六項から第十八項までの規定中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十五條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二條の見出し中「廢疾」を「障害」に改め、同条中「廢疾年金」を「障害年金」に、「廢疾」を「障害」に改める。

附則第六條及び第七條第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十六條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二條の見出し中「廢疾」を「障害」に改め、同条中「廢疾年金」を「障害年金」に、「廢疾」を「障害」に改める。

附則第七條及び第八條第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十七條 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に、「廢疾」を「障害」に改める。
附則第三條第一項の表中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十八條 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第二項中「廢疾等級」を「傷病等級」に改める。

附則第二十條中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十九條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項第一号中「不具廢疾で」を「重度障害の状態に」に改める。

附則第十四條の二第一項中「廢疾」を「障害」に改める。

第七十條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三條の見出し中「廢疾年金及び廢疾一時金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条第一項中「廢疾」を「障害」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第十條及び第十一條第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第七十一條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三條の見出し中「廢疾年金及び廢疾一時金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条第一項中「廢疾」を「障害」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第十條及び第十一條第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第七十二條 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四條の見出し中「廢疾年金及び廢疾一時金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条第一項及び第二項中「廢疾」を「障害」に改め、同条第三項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第九條第一項の表中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第七十三條 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一條第二項中「廢疾」を「障害」に改める。

附則第三條第一項中「廢疾」とを「障害の状態」とに、「廢疾又は」を「障害又は」に改める。

第七十四條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十五條第二項中「不具廢疾で」を「重度障害の状態にあつて」に改める。

第七十五條 医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「廢疾」を「障害」に改める。

附則第一條第二項中「廢疾」を「障害の状態」に改める。

第七十六條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。
附則第二條の見出し中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第七十七條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。
附則第二條の見出し中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第七十八條 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第二項、第八條第二項及び第十條第二項中「廢疾年金又は廢疾一時金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

第七十九條 次に掲げる法律の規定中「廢疾」を「障害」に改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第三第一号（五十五の二）

二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十條第五号

三 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）第三十六條の八第三号
四 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）本則並びに別表第二及び別表第三

- 五 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)第九條第二項
- 六 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第四條第二項第四号
- 七 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三條第一項、第四條第一項第三号並びに第二項第六号及び第七号並びに第二十九條第二項
- 八 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十七号)附則第二條第一項及び第二項並びに第六條九 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百一十二号)附則第十二條第四項及び第十五條第二項
- 十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百一十四号)第二條第一項及び第二項、第三條第三項第二号、第四條、第十六條、第十七條第一号並びに第三十六條第二項
- 十一 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第十九條
- 十二 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)附則第五條第一項
- 十三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)第一條の十二第三項
- 十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第四十六條第一項ただし書、第五十九條、第六十條及び第八十條第三項
- 十五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百一十九号)第四條第一項ただし書
- 十六 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十号)附則第二條
- 十七 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第八十一号)附則第四條(見出しを含む)
- 十八 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第二十四号)附則第五條第一項
- 十九 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)附則第十三條、第十六條及び第二十條
- 二十 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)附則第六十條第一項及び第二項、第六十二條第一項及び第二項並びに第六十三條
- 二十一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十四号)附則第八條第五項
- 2 次に掲げる法律の規定中「廃疾」を「障害の状態」に改める。
 - 一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五條の七第一項
 - 二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十六條の三第一項
 - 三 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二第一項及び第三十四條
 - 四 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九法律第六十六号)附則第七條第二号
 - 五 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七十七号)附則第八條
 - 六 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五号)附則第四項
 - 七 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十四條
 - 八 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十二條第六項
- 3 次に掲げる法律の規定中「不具の」を「身体に障害のある」に改める。
 - 一 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第五條第一項第二号
 - 二 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十七條第二項第二号
- 4 次に掲げる法律の規定中「不具廃疾」を「障害」に改める。
 - 一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第六十八号)附則第三項
 - 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十九号)附則第二條第二項
 - 三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第五十八号)附則第四條第一項
- 第八十條 次に掲げる法律の規定中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。
 - 一 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三十三号)第一條(見出しを含む。)
 - 二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百七号)第一項及び第二項
 - 三 昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号)第一條(見出しを含む。)
 - 四 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十九号)第一條第一項から第三項まで並びに第二條第一項及び第二項
 - 五 昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)第一條(見出し、同條第一項、第二項及び第四項並びに第三條第一項及び第二項
 - 六 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第三百三十三号)第一條第一項
- 七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十三年法律第二百一十六号)第一條(見出し、同條第一項及び第三項並びに第三條第一項
- 八 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)附則第十五條第二項
- 九 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二十四号)附則第四條第二項
- 十 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十七年法律第十六号)第一條(見出し、同條第一項、第三條第一項及び第二項並びに附則第六條第三項
- 十一 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十三号)附則第五條第三項
- 十二 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四十四号)附則第四十六條第三項及び第四十七條第二項
- 十三 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)附則第三十七條
- 十四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第十三号)附則第五項及び第六項第一号
- 十五 昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第八十一号)附則第二條第一項及び第三條第二項
- 十六 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十号)附則第二條

三年法律第百十一号)附則第三条第一項及び第六条見出しを含む。)

十七 昭和四十二年及び昭和四十三年に於ける公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十五号)附則第八條第四項及び第十條第七項

十八 昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百号)附則第二条第二項、第三条第一項第一号及び第四條

十九 昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百一十一号)附則第二条第二項、第三条及び第四條第一項第一号

二十 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百一十二号)附則第三項第一号

二十一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十二号)附則第六條

二十二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十三号)附則第四條第三項

二十三 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十一号)附則第三条第一項、第四條第一項第一号及び第二項第一号、第六條第五項並びに第七條第四項

二十四 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十二号)附則第一条、第三条の見出し、同条第一項並びに第五條第一項第一号及び第二項第一号

二十五 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十三号)附則第五項第一号

二十六 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十二号)附則第八條

二十七 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十三号)附則第二条第三項第四号

二十八 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十五号)附則第二条第二項及び第七條第一項

二十九 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)附則第四條の見出し、第八條及び第九條第一項

三十 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)附則第四條の見出し、第十二條及び第十四條第一項

三十一 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十七号)附則第三條第一項の表

三十二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)附則第十一項第二号

三十三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十三号)附則第九項第二号

三十四 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十四号)附則第四條及び第六條第一項

三十五 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十五号)附則第四條及び第六條第一項

三十六 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十八号)附則第三條第一項の表

三十七 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第五十八号)附則第五條並びに第六條第一項及び第五項

三十八 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第五十九号)附則第五條並びに第六條第一項及び第三項

三十九 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第六十二号)附則第三條第一項の表及び同条第三項

四十 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)附則第五條第二項及び第三項、第六條、第八條第二項、第十五條第一項の表並びに同条第三項及び第九項

四十一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十四号)附則第四條及び第五條

四十二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十六号)附則第二條

四十三 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十七号)附則第三條及び第四條

四十四 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第五十五号)附則第五條及び第六條

四十五 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第五十七号)附則第四條

四十六 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)附則第五條及び第六條

2 次に掲げる法律の規定中「療疾給付」を「障害給付」に改める。
一 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)附則第二十七項

二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十四号)附則第四項

3 次に掲げる法律の規定中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

一 昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十二号)附則第四条第三項

二 防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十七号)附則第二条第一項

(障害に係る従前の給付の呼称等)

第八十一条 この法律の施行前の国家公務員共済組合法その他の法令の規定(これらの法令の改正(従前の改正を含む。)前の規定及び廃止された法令の規定を含む。)により支給事由の生じた廃疾年金、廃疾一時金、廃疾給付及び特例廃疾年金は、この法律の施行後は、それぞれ障害年金、障害一時金、障害給付及び特例障害年金と称する。

2 この法律による改正後の法律の規定中の「障害年金」、「障害一時金」、「障害給付」又は「特例障害年金」には、それぞれ前項の規定により障害年金、障害一時金、障害給付又は特例障害年金と称されるもので当該法律の規定に係るものを含むものとする。

附 則

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

理 由

障害者に対する国民の理解を深め、もつて障害者の福祉の向上に資するため、恩給法等における障害に関する用語を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年五月十一日印刷

昭和五十七年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局